○総務省令第十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十九号の四中「航空機の」を削り、「その他の情報」を「その他航空機に関する情報（飛行場内を移動する車両に関するものを含む。）」に改める。

別表第二号二(14)中「免許規則第二条第六項第一号」の下に「又は同項第一号の二」を加える。

別表第二号の三(3)ア中「1,030MHz」を「1,030MHz、1,090MHz」に改め、同(3)イ中「ＡＴＣトランスポンダを使用するもの」を「ア以外のもの」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。